相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県苫田郡鏡野町香々美四五六番地、最後の住所岡山県津山市小原一一三〇番地一五　被相続人　亡　後藤　純宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

事務所岡山市北区本町六番三六号　第一セントラルビル二階　弁護士法人太陽綜合法律事務所　相続財産管理人　青田　夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡上板町神宅字堂床三〇番地三一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　児島　忠志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

徳島県徳島市新蔵町一丁目八二番地ダイアパレス新蔵二〇七森法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区柳町二丁目四八六六番地、最後の住所北九州市門司区大里戸ノ上一丁目一二番一号　被相続人　亡　奥　敏行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル二階Ａ室　相続財産管理人　弁護士　祖父江弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大野城市仲畑四丁目一二番、最後の住所福岡県大野城市仲畑四丁目一二番一三号浦部アパート　被相続人　亡　浦部　重之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

福岡市中央区赤坂一丁目一二番一五号読売福岡ビル四階　西日本綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永田　一志

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成三十年四月二十五日

一、墳墓等所在地　茨城県常陸太田市馬場町森脇七七九番二

一、墳墓等の名称　小田部家墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳、①堀江伴介　堀江那美　堀江波津　②大越家他不詳三名

一、改葬を行おうとする者　栃木県日光市芹沼二〇〇二番地一　山田　行彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地区画整備工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成三十年四月二十五日

一　墳墓等所在地　香川県善通寺市弘田町

一　墳墓等の名称　冏弥陀堂修道墓

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　香川県善通寺市弘田町九八六番地一　冏弥陀堂修道墓管理運営委員会　会長　大前　満雄

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、平成三十年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

東京都千代田区平河町一丁目四番五号　博報堂企業年金基金　清算人　鈴木　常明

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成三十年三月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年4月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社サスカンパニー　②東京都知事(2)89106　③代表取締役　伊藤順一　④東京都江東区東陽二丁目4番24号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区東陽二丁目4番24号　株式会社サスカンパニー　代表取締役　伊藤順一

①株式会社エステート・トヨタ　②東京都知事(2)27563　③代表取締役　豊田信一　④東京都新宿区荒木町19番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区荒木町19番地　株式会社エステート・トヨタ　代表取締役　豊田信一

①アクロスインターナショナル有限会社　②神奈川県知事(3)24696　③取締役　河津廉太郎　④神奈川県相模原市南区東林間４丁目31番７号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市南区東林間４丁目31番７号　アクロスインターナショナル有限会社　取締役　河津廉太郎

①武庫之荘不動産　②兵庫県知事(3)20362５　③岡田久代　④兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目14番９号　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目14番９号　武庫之荘不動産　岡田久代

平成三十年四月二十五日

大阪府大阪市中央区内平野町三丁目二番五号　大阪薬業厚生年金基金　代表清算人　井上　信之

債権申出の公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月三十一日をもって解散することが、兵庫県知事から同年三月二十六日付で認可されました。これにより残余財産の清算の為、当法人に対し債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

神戸市中央区中町通二丁目二番一八号　学校法人コロンビア学院　代表清算人　髙田　弘士　連絡先　神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三Ｆ中神戸法律事務所　弁護士　野田　底吾